

岐阜県公報

目次

告示

- 特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準による区域の指定に関する告示の一部改正 (環境管理課) ページ 一
- 振動規制法施行規則別表第一付表第一号の規定による区域の指定に関する告示の一部改正 (同) ページ 一

号外(一) 平成二十七年 四月二十日

告示

岐阜県告示第百四号の二

特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準による区域の指定(昭和四十七年岐阜県告示第百二十八号)の一部を次のように改正し、平成二十七年四月二十日から適用する。

平成二十七年四月二十日

岐阜県知事 古田 肇

「の収容施設」を「を入院させるための施設」に、「並びに老人福祉法」を「老人福祉法」に改め、「特別養護老人ホーム」の下に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」を加え、「周囲の」を「周囲」に改める。

岐阜県告示第百四号の三

振動規制法施行規則別表第一付表第一号の規定による区域の指定(昭和五十三年岐阜県告示第百五十五号)の一部を次のように改正し、平成二十七年四月二十日から適用する。

平成二十七年四月二十日

岐阜県知事 古田 肇

第二号中「の収容施設」を「を入院させるための施設」に、「並びに老人福祉法」を「老人福祉法」に改め、「特別養護老人ホーム」の下に「並びに就学前の子どもに関する

る教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二
条第七項に規定する「幼保連携型認定こども園」を加え、「以内」を削る。

平成二十七年四月二十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりんどびあ十三
岐阜文芸社